



鳥取県公報

平成14年10月7日(月)
号外第138号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則(95)(職員課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

- 1 工事の予定価格の決定等に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。(別表第2関係)

区 分	改 正 後	現 行
知事	-	請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの
本庁の部長	請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの

- 2 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務について、認可を受けていない児童福祉施設の設置者等に対する施設の設備又は運営の改善その他の勧告を福祉保健部長の委任決裁事項とする等その事務処理権限の区分について所要の改正を行うこととした。(別表第2関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第95号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が

存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後										改 正 前																
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係） 個別事項に係る事務処理権限										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係） 個別事項に係る事務処理権限																
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							所 属 名	事 項		事務処理権限の区分													
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者		地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の 名 称	種 類		内 容	知事	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者		地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の 名 称									
				部長	課長	部長	課長						部長	課長	部長	課長										
略										略																
一及び二 略										一及び二 略																
障 害 福 祉 課	三 児童福祉 法（昭和22 年法律第 164号）に 基づく知事 の権限に属 する事務 （障害福祉 課の所掌事 務に係るも のに限る。）	1～13 略								三 児童福祉 法（昭和22 年法律第 164号）に 基づく知事 の権限に属 する事務 （障害福祉 課の所掌事 務に係るも のに限る。）	14 同法第59条第1項 の規定による施設の 設置者等からの報告 の徴収又は事業所等 への立入検査等								三 児童福祉 法（昭和22 年法律第 164号）に 基づく知事 の権限に属 する事務 （障害福祉 課の所掌事 務に係るも のに限る。）	14 同法第59条第1項 及び第3項の規定に よる施設の設置者等 からの報告の徴収及 び施設への立入検査 等の実施並びに事業 の停止又は施設の閉 鎖の命令						
		15 同法第59条第3項 の規定による施設の 設備又は運営の改善 その他の勧告							15 同法第59条第3項 の規定による施設の 設備又は運営の改善 その他の勧告																	
		16 同法第59条第4項 の規定による勧告に 従わなかった旨の公 表							16 同法第59条第4項 の規定による勧告に 従わなかった旨の公 表																	
		17 同法第59条第5項 の規定による事業の 停止又は施設の閉鎖 の命令							17 同法第59条第5項 の規定による事業の 停止又は施設の閉鎖 の命令																	
		18 同法第59条第7項 の規定による市町村 長への通知							18 同法第59条第7項 の規定による市町村 長への通知																	
四～十二 略										四～十二 略																
略										略																
子 ど も 家 庭 課	一 児童福祉 法に基づく 知事の権限 に属する事 務（子ども 家庭課の所 掌事務に係 るものに限 る。）	1 同法第12条の2第 3項の規定による児 童委員の指導監督							福祉事務 所長 日野総合 事務所福 祉保健局 長	一 児童福祉 法に基づく 知事の権限 に属する事 務（子ども 家庭課の所 掌事務に係 るものに限 る。）	1 同法第12条第4項 の規定による児童委 員の指導監督						福祉事務 所長 日野総合 事務所福 祉保健局 長									
		2～16 略							2～16 略																	
		17 同法第59条第1項 の規定による施設の 設置者等からの報告 の徴収又は事務所等 への立入検査等							17 同法第59条の規定 による施設の設置者 等からの報告の徴収 又は施設への立入検 査等及び事業の廃止 又は施設の閉鎖の命 令																	
		18 同法第59条第3項 の規定による施設の 設備又は運営の改善 その他の勧告																								
		19 同法第59条第4項 の規定による勧告に 従わなかった旨の公 表																								
20 同法第59条第5項 の規定による事業の																										

	停止又は施設の閉鎖の命令								
21	同法第59条第7項の規定による市町村長への通知								
22	同法第59条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理並びに同条第3項の規定による市町村長への通知								
23	同法第59条の2の5第1項の規定による報告の受理及び同条第2項の規定による市町村長への通知及び公表								
24	同法第59条の2の6の規定による市町村長に対する協力の要請								

二～十四 略

略

農林水産部共通

一 略

二 農林土木

工業に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務

1 略

2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定

(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの

(二) 請負対象設計金額が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの

(三) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの

地方農林振興局長日野総合事務所長

3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定

(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの

(二) 請負対象設計金額が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの

(三) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの

地方農林振興局長日野総合事務所長

4～37 略

三～五 略

略

耕地課

一 略

二 農林土木

工業に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務

1 略

2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価

二～十四 略

略

農林水産部共通

一 略

二 農林土木

工業に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務

1 略

2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定

(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの

(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの

(三) 請負対象設計金額が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの

(四) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの

地方農林振興局長日野総合事務所長

3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定

(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの

(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの

(三) 請負対象設計金額が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの

(四) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの

地方農林振興局長日野総合事務所長

4～37 略

三～五 略

略

耕地課

一 略

二 農林土木

工業に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務

1 略

2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価

		6,000万円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの							地方県土整備局長 日野総合事務所長
		4-37 略							
	略								
空港港湾課	一 略								
	二 土木工事及び電気設備工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 略							
		2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	
		3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	
		4-37 略							
	三-十七 略								
建築課	一 略								
	二 営繕工事に係る鳥取県建設工事	1 略							
		2 同規則第14条第1項(同規則第20条及							
		6,000万円以上の2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの							地方県土整備局長 日野総合事務所長
		4-37 略							
	略								
空港港湾課	一 略								
	二 土木工事及び電気設備工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 略							
		2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円以上の2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	
		3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円以上の2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	
		4-37 略							
	三-十七 略								
建築課	一 略								
	二 営繕工事に係る鳥取県建設工事	1 略							
		2 同規則第14条第1項(同規則第20条及							

執行規則に
基づく知事
の権限に属
する事務

び第23条において準
用する場合を含む。)の
規定による予定価
格の決定

(一) 請負対象設計
金額が2億円以上
の工事に係るもの

(二) 請負対象設計
金額が2億円未満
の工事に係るもの

(1) 建築工事に
係るもの

イ 請負対象設
計金額が
6,000万円以
上の工事に係
るもの

ロ 請負対象設
計金額が
6,000万円未
満の工事に係
るもの

(イ) 特殊な
技術を必要
とする工事
又は管理費
に係る本庁
舎及び議会
棟の工事に
係るもの

(ロ)(イ)以
外のもの

a 鳥取地
方県土整備
備局及び
八頭地方
県土整備
局の管轄
区域に係
るもの

b 倉吉地
方県土整備
備局の管
轄区域に
係るもの

c 米子地
方県土整備
備局及び
日野総合
事務所の
管轄区域
に係るもの

(2) 設備工事に
係るもの

イ 請負対象設
計金額が
2,000万円以
上の工事に係
るもの

ロ 請負対象設
計金額が
2,000万円未
満の工事に係
るもの

(イ) 特殊な
技術を必要
とする工事
に係るもの

(ロ)(イ)以
外のもの

a 鳥取地
方県土整備
備局及び
八頭地方
県土整備
局の管轄
区域に係

鳥取地方
県土整備
局長

倉吉地方
県土整備
局長

米子地方
県土整備
局長

鳥取地方
県土整備
局長

執行規則に
基づく知事
の権限に属
する事務

び第23条において準
用する場合を含む。)の
規定による予定価
格の決定

(一) 請負対象設計
金額が5億円以上
の工事に係るもの

(二) 請負対象設計
金額が2億円以上
5億円未満の工事
に係るもの

(三) 請負対象設計
金額が2億円未満
の工事に係るもの

(1) 建築工事に
係るもの

イ 請負対象設
計金額が
6,000万円以
上の工事に係
るもの

ロ 請負対象設
計金額が
6,000万円未
満の工事に係
るもの

(イ) 特殊な
技術を必要
とする工事
又は管理費
に係る本庁
舎及び議会
棟の工事に
係るもの

(ロ)(イ)以
外のもの

a 鳥取地
方県土整備
備局及び
八頭地方
県土整備
局の管轄
区域に係
るもの

b 倉吉地
方県土整備
備局の管
轄区域に
係るもの

c 米子地
方県土整備
備局及び
日野総合
事務所の
管轄区域
に係るもの

(2) 設備工事に
係るもの

イ 請負対象設
計金額が
2,000万円以
上の工事に係
るもの

ロ 請負対象設
計金額が
2,000万円未
満の工事に係
るもの

(イ) 特殊な
技術を必要
とする工事
に係るもの

(ロ)(イ)以
外のもの

a 鳥取地
方県土整備
備局及び
八頭地方
県土整備
局の管轄
区域に係

鳥取地方
県土整備
局長

倉吉地方
県土整備
局長

米子地方
県土整備
局長

鳥取地方
県土整備
局長

<p>るもの b 倉吉地方 県土整備 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るもの</p>	<p>倉吉地方 県土整備 局長</p>	<p>米子地方 県土整備 局長</p>	<p>3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事又は管繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (ロ)(イ)以外のもの a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未</p>	<p>鳥取地方 県土整備 局長</p>	<p>倉吉地方 県土整備 局長</p>	<p>米子地方 県土整備 局長</p>	<p>るもの b 倉吉地方 県土整備 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るもの</p>	<p>倉吉地方 県土整備 局長</p>	<p>米子地方 県土整備 局長</p>	<p>3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事又は管繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (ロ)(イ)以外のもの a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未</p>	<p>鳥取地方 県土整備 局長</p>	<p>倉吉地方 県土整備 局長</p>	<p>米子地方 県土整備 局長</p>
--	-----------------------------	-----------------------------	---	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--	-----------------------------	-----------------------------	--	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

